

令和7年度 石川労働局定期健康診断等業務委託 仕様書

1 契約件名

「令和7年度 石川労働局定期健康診断等業務委託」

2 契約期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日

3 業務内容及び履行期間

(1) 検査項目及び受診予定者数

別紙1「石川労働局定期健康診断等実施項目及び対象者（令和7年度）」のとおり。

(2) 履行期間

①一般定期健康診断及び定期特殊健康診断（VDT 健診）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、次項4（2）③に留意すること。

②採用時健康診断、電離放射線健康診断、その他特に必要と認める検査

契約期間内において随時行う。

4 実施場所及び健診対象機関等

(1) 健診対象機関及び受診予定者数

別紙2「石川労働局健診対象機関一覧表」のとおり。

なお、受診予定者数は、過去の実績等に基づき積算した予定人数であるため、実際の受診者数は増減することがある。

(2) 実施場所及び日程等

①実施場所

石川労働局、金沢労働基準監督署（金沢新神田合同庁舎）、金沢公共職業安定所、白山公共職業安定所、小松労働基準監督署及び小松公共職業安定所（小松日の出合同庁舎）、七尾労働基準監督署及び七尾公共職業安定所（七尾地方合同庁舎）及び加賀公共職業安定所については、所在地（別紙2「石川労働局健診対象機関一覧表」）において実施すること。

また、上記以外の官署においても原則所在地での実施とするが、受診予定者数が少ない等（概ね10人未満とする。）の理由により、所在地での実施が困難な場合は、所在地より車で概ね30分以内の会場にて近隣の施設との合同実施とすることも可能とする。

なお、電離放射線健康診断については、原則健診車にて実施するものとするが、これにより難しい場合は、受託者の健診施設等で実施することも可能とする。

また、採用時健康診断は、受託者の健診施設等で実施する。

②日程及び実施時間

健診は平日の開庁時間内（8時30分～17時15分）に行うこととし、具体的な日程は、受託者が担当者と協議の上、決定することとなるが、午前中に実施する場合には、特段の事情がない限り午前11時30分までに完了すること。

ただし、金沢公共職業安定所については2日間実施することとし、両日の間は1週間以上空けるこ

と。

また、石川労働局については、必要に応じて2日間実施すること（ただし、連続する2日である必要はない）。

なお、健診時には受診者が同一箇所に滞留することがないように、的確な動線の確保、受診者の誘導等を行い、迅速に健診を進めること。受診者が同一箇所に滞留し迅速な健診が行われていないと認められる事態が生じた場合、また、特段の事情なく午前中の健診が午前11時30分までに完了しなかった場合には、次年度以降の入札参加を認めないことがあるので留意すること。

③その他

上記①の会場にて受診ができない者については、上記3の履行期間内において受託者の健診施設等にて実施すること。ただし、委託者の職員側の事情で、上記3の期限内に受診できない場合があり、その場合には上記2の契約期間内に受託者の検診施設等にて実施する場合があるので留意すること。

5 個人情報の保護体制

- (1) 受託者は、健康診断の個人データを個人情報保護法に基づき、適正に管理するものとする。
- (2) 作業に特殊な技術を要するなど、契約の性質又は目的に照らして、国外で作業を行うことが真にやむを得ないと認められる場合を除き、本業務の作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び検査結果を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 石川労働局に対する健康診断結果の提供は、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限を受けないものとみなす。
- (5) 健康診断結果の提供については、受診者の同意が得られているものとみなす。
- (6) 作業場所及びデータの保管場所における情報漏洩を防ぐため、資料を保管する鍵付きの棚を用意することを含め、必要な対策が講じられていること。
- (7) 本業務で使用する機器に対し、必要なセキュリティ対策等が講じられていること。

6 業務責任者

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、委託者に報告すること。また、業務責任者は、委託者に業務の作業計画及び進捗状況の報告を行うとともに、委託者からこれらについての確認を求められた際には、誠実にこれに対応すること。
- (2) 業務責任者は、業務履行中において事故等が発生した場合、速やかに対応するとともに調査を行い、対応状況及び調査内容について速やかに委託者に報告すること。

7 実施体制

- (1) 本業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 本業務の一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合はこの限りでない。
- (3) 再委託先を変更する場合には、「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- (4) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、「履行体制図」を提出しなければならない。

ない。

*再委託に係る各様式は契約書（案）に添付。

- (5) 受託者は、本業務を確実にかつ迅速に履行するため、各健診会場の状況を勘案し、必要なスタッフ及び機材を用意すること。
- (6) 各健診会場における健診車両の駐車スペース、健診スペース等の確保及びその他の必要な手続は、受託者が行うこと。
- (7) 各健診会場では、新型コロナウイルス等感染防止対策を十分に行った上で実施すること。

8 経費負担

本業務に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

9 健診結果の精度管理

日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会等が実施している外部精度管理調査を少なくとも1つは定期的に受けることによって、第三者による検査値の精度管理を受けていること。

10 通報窓口の設置

- (1) 厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明、周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により委託者に報告すること。

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社と契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用ダイヤルまでご連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

- (1) 書面（郵送）の場合

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

- (2) FAX の場合

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

03-3595-2121

- (3) メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp（専用メールアドレス）

11 健診結果の報告

- (1) 一般定期健康診断及び採用時健康診断

一般定期健康診断の結果については、実施した全検査項目について電子データ（XML形式及びXLS形式）及び紙媒体（個人毎、様式は任意とする。）での報告を行うこととする。なお、紙媒体での結果報告は、委託者用及び受診者個人用の結果報告として2部提出すること（受診者個人用は、封筒に封入すること）。

- (2) 特殊（VDT、電離放射線）健康診断

特殊健康診断の結果については、実施した全検査項目について紙媒体（受託者の任意様式）による報告書とする。なお、報告は、委託者用及び受診者個人用の結果報告として2部提出すること（受診者個人用は、封筒に封入すること）。

（3）報告時期

一般定期健康診断及び特殊健康診断の結果報告は、健診日から1ヶ月以内とする。報告に当たっては、受託者において、成果物に誤謬や過不足が生じることのないよう、必要な検査を行うこと。

（4）その他

各対象機関における健診終了後、速やかに実施報告書及び受診者名簿を委託者あて提出すること。

1.2 契約履行後のデータ廃棄

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は委託者から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式2「石川労働局定期健康診断等業務委託に係るデータ等の利用後の廃棄について」により、委託者に提出すること。

1.3 立入調査の実施

本業務の履行状況を確認するため、石川労働局担当者が、履行開始時に受託者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができる。

1.4 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（契約担当部局）石川労働局 総務部 総務課 会計第二係 電話番号 076-265-4420

1.5 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項は委託者、受託者による協議にて決定することとし、受託者は委託者の指示に従うこと。
- （2）契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは受託者の負担で行うこと。

(元号) 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が石川労働局と契約しました「令和7年度 石川労働局定期健康診断等業務委託」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託者が契約に違反した場合、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)

石川労働局定期健康診断等業務委託に係るデータ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①(データの媒体等)と②(その廃棄方法)の両方に○をつけてください。)

- ・ ①電磁的記録媒体 — ② 裁断
- ・ ①紙媒体 — ② 焼却 or 溶解 or 裁断
- ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ② データ消去
- ・ その他 ①(媒体等の種類を記載) — ②廃棄方法を記載

※①と②の組み合わせがない場合も、「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

(年号) 年 月 日

※上記1の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

別紙 1 石川労働局定期健康診断等実施項目及び対象者（令和7年度）

1. 一般定期健康診断

検査項目	対象者	予定者数
定期健康診断（既往歴・業務歴の調査、身長・体重・腹囲・視力・聴力の検査並びに肥満度の測定、自覚症状・多覚症状の有無の検査）	全職員、非常勤職員	380
胸部エックス線検査	全職員、非常勤職員	380
喀痰細胞診	50歳以上で喫煙指数600（1日の喫煙本数×喫煙年数）以上の職員及び非常勤職員	5
血圧検査	全職員及び非常勤職員	380
血糖検査（血糖（空腹時血糖又は食後血糖）及びHbA1cの両方）・LDLコレステロール検査・HDLコレステロール検査・中性脂肪検査・貧血検査・肝機能検査（ γ -GTP・AST・ALT）	全職員及び非常勤職員	380
風しん抗体検査 ※希望者のみ	①予防接種歴及び風しんの感染歴がいずれも無い又は確認できなかった職員及び非常勤職員、②予防接種歴が無く、風しんの感染歴が確認できなかった職員及び非常勤職員、③風しんの感染歴が無く、予防接種歴が確認できなかった職員及び非常勤職員のうち、希望者	30
尿検査（蛋白）	全職員及び非常勤職員	380
尿検査（糖）	全職員及び非常勤職員	380
心電図検査	全職員及び非常勤職員	380
胃検査（胃透視）	40歳以上の職員及び非常勤職員	200
便潜血反応検査	40歳以上の職員及び非常勤職員	200

2. 一次検査の結果必要となった場合の検査

検査項目	対象者	予定者数
肺CT検査	1次検査の結果医師が必要と認めた者	1
全大腸内視鏡（ポリープ等があった場合の病理検査は含まれない。）		3
・空腹時の血中グルコースの量の検査 ・ヘモグロビンA1c検査 ・微量アルブミン尿検査 ・負荷心電図検査または胸部超音波検査 ・頸部超音波検査 ・空腹時のLDLコレステロール検査 ・空腹時のHDLコレステロール検査 ・空腹時の中性脂肪検査	肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査及び血中脂質検査（LDLコレステロール検査又は中性脂肪検査）のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員（ただし、指導区分で医療の面1（要医療）又は2（要観察）を決定されたものは除く。） *尿中の蛋白の有無の検査において、疑陽性（±）又は弱陽性（+）の所見があると診断された職員に限る。	1
胃部内視鏡（ポリープ等があった場合の病理検査は含まれない。）	1次検査の結果医師が必要と認めた者	1

* 人事院規則10-4の第24条の2関係

3. 情報機器作業従事職員の健康診断（定期特殊健康診断）

検査項目	対象者	予定者数
（1）業務歴の調査 （2）既往歴の調査 （3）自覚症状の有無の調査（視器に関する症状、筋骨格系の症状、ストレスに関する症状） （4）眼科的検査（視力検査、屈折検査、眼位検査、調節機能検査、その他医師が必要と認める検査） （5）筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧痛点等の検査、その他医師が必要と認める検査）	①作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられる情報機器作業に従事する職員：1日に4時間以上の情報機器作業であって、次のいずれかに該当するもの （1）作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要があること （2）作業中、従事職員の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難であること ②上記以外の情報機器作業に従事する職員で自覚症状を訴える者	250

4. 電離放射線健康診断（定期特殊健康診断）

検査項目	対象者	予定者数
被ばく経歴の評価、抹消血液中の白血球数及び白血球百分率の検査、抹消血液中の赤血球数、血球素量または全血比重の検査、白内障に関する眼の検査（医師が必要とした場合に限る）、皮膚の検査	放射線に被ばくするおそれのある業務に従事する職員	5

注1） 年齢は令和7年度末（2026年3月31日）現在とする。

注2） 胃検査、便潜血反応検査及び喀痰細胞診については、対象者に受診を積極的に勧める。

* なお、検査結果について、医療機関において知り得た情報において、HIV感染症やB型肝炎等職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報については、本人の同意無しに当局に提供しないものとする。

注3） 風しん抗体検査について、1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日までの間に生まれた男性あてに、市区町村事業として配付される無料で風しん抗体検査を受検できるクーポン券を一般健康診断時に利用可能とすること。

健康診断検査結果の情報提供の取扱い

高齢者医療確保法第27条に基づく医療保険者への検査結果の提供に関して下記の対応が可能であること。

当該検査結果を、電子データ（エクセル形式及びXML形式）により当局に提出できること。

別紙2 石川労働局健診対象機関一覧表

実施場所	健診対象機関名	所在地	R7受診予定者数 一般定期健康診断	R7受診予定者数 情報機器作業健康診
金沢駅西合同庁舎	石川労働局	金沢市西念3丁目4番1号	130	40
金沢新神田合同庁舎	金沢労働基準監督署	金沢市新神田4丁目3-10	25	10
小松日の出合同庁舎	小松労働基準監督署 小松公共職業安定所	小松市日の出町1丁目120	45	20
七尾地方合同庁舎	七尾労働基準監督署 七尾公共職業安定所	七尾市小島町西部2番	25	10
穴水地方合同庁舎	穴水労働基準監督署 穴水町地域職業相談室	鳳珠郡穴水町川島キ84	5	5
金沢公共職業安定所	金沢公共職業安定所	金沢市鳴和1-18-42	85	115
白山公共職業安定所	白山公共職業安定所	白山市西新町235	25	10
七尾公共職業安定所羽咋出張所	七尾公共職業安定所羽咋出張所	羽咋市南中央町キ105-6	5	10
加賀公共職業安定所	加賀公共職業安定所	加賀市大聖寺菅生イ78-3	20	20
輪島公共職業安定所	輪島公共職業安定所	輪島市鳳至町畠田99-3	8	5
輪島公共職業安定所能登出張所	輪島公共職業安定所能登出張所	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2	5	5
珠洲市地域職業相談室	珠洲市地域職業相談室	珠洲市上戸町北方1-9-2 すず市民交流センター内	2	0
			380	250